

二七の市を12月30日(日)にも特別開催します！

平成29年8月から田原文化会館の第1駐車場で開催されている二七の市。「二」と「七」のつく日以外にも開催される日があるのをご存じでしょうか。今年も12月30日(日)には特別に「みそか市」として『二七の市』が開催されます。これは、新年を迎えるための準備として、正月用の生花、魚介や鍋物用の野菜などを買いそろえたいという多くの要望に応えるために毎年特別に開催しているものです。いつもの新鮮野菜以外にも、ちょっとした掘り出し物も見つかるかもしれませんので、ぜひ足をお運びください。

- 日時：12月30日(日) 午前6時～7時半ごろ
- 場所：田原文化会館 第1駐車場
- 内容：地元農家が作った野菜、果物、花、卵、乾燥魚介、観葉植物、お菓子などの販売
- その他：甘酒の無料配布あり
- ▶(株)あつまるタウン田原 ☎ 24-2345



市税・料金滞納整理 強化月間実施中

本市では、市税・各種料金などの負担の不公平を解消するため、12月を**滞納整理強化月間**とし、市職員による滞納整理を強化します。

年末を機に、市税などの納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。納め忘れがある場合には、早めに納めていただくようお願いいたします。



Q 市税にはどのようなものがありますか？

A 市県民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、国民健康保険税です。

Q 税金は何に使われるの？

A 普段、皆さんが使っている道路の整備、街路灯の設置、一般・資源ごみの回収、災害用の備蓄、河川改良、救急・消防体制の整備など幅広く役立てられています。また、国民健康保険税は、相互扶助の考えの下、自己負担外の7割分・高額医療費などにも使われます。

Q 税金を払わないとどうなるの？

A 税財源の確保が困難となり、「まちづくり」のためのいろいろな事業に支障が出ます。税金を納めないと、法律に基づき財産調査・滞納処分（差し押さえ）が行われる場合もあります。また、滞納されると本税とは別に年8.9%（平成30年12月1日現在）の延滞金がかかります。

Q 差し押さえをされたらどうなるの？

A 預貯金、給与、生命保険等返戻金、売掛金、不動産（土地・建物）、車・バイクなど差し押さえ物件は、公売などにより、未納税に充てられます。

◆差し押さえ実績 (件)

年度	預貯金	給与	保険	不動産	その他	計
29年度	115	2	3	2	0	122
30年度	131	1	0	0	0	132

※平成30年度は10月末現在

次の使用料なども、滞納をなくす取り組みを強化します。

- ・保育料
- ・給食費
- ・水道料
- ・下水道負担金および分担金
- ・後期高齢者医療保険料
- ・住宅使用料
- ・下水道使用料

市職員を装った振り込め詐欺にご注意を！

市から次のような連絡をすることはありません。

- 市税の還付金の受け取りのため、金融機関などのATM（現金自動預け払い機）の操作を求めること
- 滞納している市税の納入について、金融機関などの口座を指定して振り込みを求めること

田原市役所（代表） ☎ 22-1111 ※担当部署へおつながります